

個人株主が非上場株式を発行会社に譲渡した場合の税務上の取扱い

1. 発行会社の会計処理と税務処理

会社が自己株式を取得し、その対価を支払った場合、会計上は取得原価をもって純資産の部の株主資本のマイナス項目として表記します（会社法計算規則 76 条第 2 項、自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 7、8）。

税務上は、その取得の対価のうち、資本金等の額に対応するとされる部分は出資の払戻し、利益積立金に対応する部分は配当と考えます。具体的には、株主にその取得の対価として交付される金銭等のうち、取得資本金額(注)に相当する金額を資本金等の額から控除し、取得資本金額を超える金額を利益積立金から控除します（法人税法 2 条 16 号、18 号、法人税法施行令 8 条第 1 項 17 号、9 条第 1 項 12 号）。

(注) 取得資本金額は、次の算式により計算します
(法人税法施行令 8 条第 1 項 17 号)。

$$\text{取得資本金額} = 1 \text{ 株当たり資本金等の額} \times \text{今回取得する自己株式数}$$

$$* 1 \text{ 株当たり資本金等の額} = \frac{\text{自己株式取得直前の資本金等の額}}{\text{発行済株式総数} - \text{直前の自己株取得直前の自己株式数(既取得の株式数)}}$$

例えば、発行会社の 1 株当たり資本金等の額が 30,000 円の会社が、自己株式を 1 株 50,000 円で取得した場合、税務上の仕訳は次のようになります。

資本金等の額	30,000	現金預金	50,000
利益積立金額	20,000		

この発行会社側の処理と、譲渡した個人株主側の税務処理は、表裏一体の関係になります（後述 2 (1)、(2)参照）。

2. 個人株主の税務処理

(1)個人株主の配当所得の金額の計算

発行会社への株式の譲渡対価として取得した金銭等のうち、1 の発行会社の税務処理において利益積立金の減とされる金額に相当する金額（前述 1 の事例では 20,000 円）は、一定の場合を除き、原則として、その株式を譲渡した株主において配当とみなされ、配当所得の金額として課税されます（所得稅

法 25 条第 1 項 4 号。これを、「みなし配当課税」といいます）。

この配当所得は総合課税の対象となり、一方で、配当控除の適用を受けることができます。また、配当とみなされる金額に対しては、支払いの際に 20.42%の源泉所得稅および復興特別所得稅の徴収が行われます（所得稅法 181 条、182 条他）。

(2)個人株主の譲渡所得等の金額の計算

発行会社の自己株式取得により個人株主に交付される金銭等から配当とみなされる金額（前述(1)）を除いた金額は、譲渡所得、事業所得又は雑所得（譲渡所得等）の金額の総収入金額とされます（租稅特別措置法 37 条の 10 第 3 項第 4 号）。

例えば、売主である個人株主の株式取得価額（取得費）が 40,000 円の場合、1 の例で計算すると、次の通り 10,000 円の株式譲渡損が発生します。この譲渡損は、他の非上場株式の譲渡益との通算はできますが、その通算後に残った損失の金額はなかったものとされ、他の所得の金額と通算することはできません（租稅特別措置法 37 条の 10 第 1 項）。

$$\begin{aligned} & \text{総収入金額} \{50,000(\text{株式譲渡価額}) - 20,000 \\ & (\text{みなし配当の額})\} - \text{株式の取得価額 } 40,000 \\ & = \Delta 10,000 \end{aligned}$$

3. 相続等により取得した非上場の株式を発行会社に売却した個人株主の譲渡所得

相続または遺贈により財産を取得した個人で、その相続または遺贈につき相続稅を納付すべき者が、その財産のうちに非上場株式がある場合において、その相続の開始があった日の翌日からその相続稅の申告書の提出期限の翌日以後 3 年を経過する日までの間に、その相続稅額に係る課稅價格の計算の基礎に算入された非上場株式をその発行会社に譲渡した場合は、前述 1 のみなし配当課稅を行わず、その譲渡対価の全額が株式の譲渡所得等の総収入金額とされます（租稅特別措置法 9 条の 7 第 1 項、第 2 項）。

また、この場合、譲渡所得の金額の計算上、負担した相続稅額のうち一定の算式で計算した金額を取得費に加算する「相続稅額の取得費加算の特例」の適用を受けることができます（租稅特別措置法 39 条・本紙 No.535 参照）。